

## 三重県の給与・定員管理等について

## 1 概括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 1,838,613	千円 677,644,915	千円 4,270,526	千円 226,152,450	% 33.4	% 33.8

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 22,517	千円 102,634,267	千円 20,923,995	千円 38,052,299	千円 161,610,561	千円 7,177	千円 7,107

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数です。

## (3) 特記事項

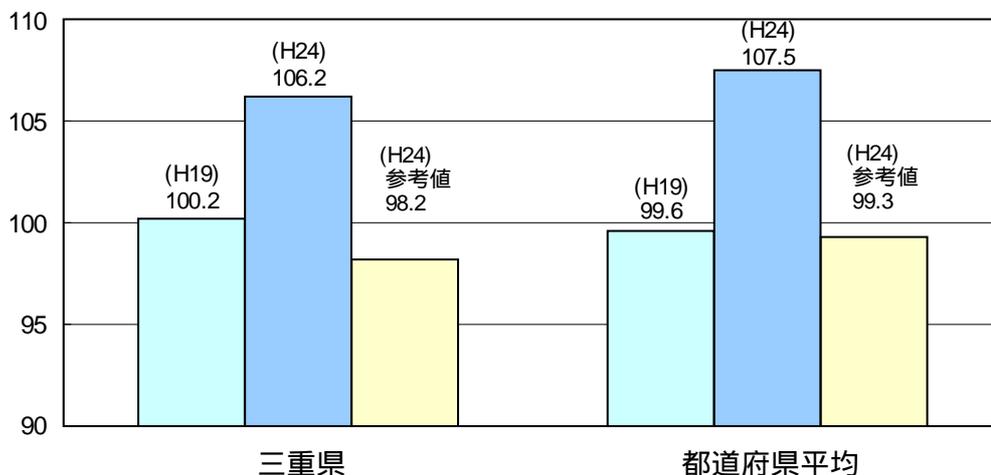
## 特別職の給与の減額

	H17.4.1～H23.6.30	H23.7.1～（現知事が在職の間）
知事	給料月額5%	給料月額30% 期末手当50% 退職手当を不支給
副知事	給料月額5%	H23.7.1～H25.3.31 給料月額15%
教育長	給料月額2%	給料月額10%
常勤の監査委員	給料月額2%	給料月額10%

## 一般職の給与の減額

	H17.4.1～H23.6.30	H23.7.1～H25.3.31
管理職員（公立学校職員を除く）	管理職手当の3%又は5%	給料月額8%又は10%
非管理職員	-	給料月額3%
管理職員（公立学校職員）	H17.4.1～H23.10.31 管理職手当の3%	H23.11.1～H25.7.31 給料月額8%

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	円 393,871	円 393,823	48 円 (0.01%)	- %	- %	- %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	3.96 月	3.95 月	0.01 月	- 月	3.95 月	3.95 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

## 2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300	572,900

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三重県	43.2 歳	337,318 円	444,153 円	379,328 円
国	42.8 歳	304,944 円	- 円	372,906 円
都道府県平均	43.5 歳	336,945 円	420,960 円	377,603 円

技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)
三重県	47.9 歳	361 人	334,372 円	392,256 円	353,635 円
うち用務員	50.4 歳	62 人	335,868 円	372,019 円	361,698 円
うち自動車運転手	49.7 歳	25 人	338,819 円	410,313 円	374,570 円
うち学校給食員	49.3 歳	18 人	332,023 円	363,912 円	350,952 円
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円	- 円	307,506 円
都道府県平均	50.2 歳	461 人	333,067 円	389,758 円	366,292 円

区分	民間			参考 A / B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三重県	-	-	-	-
うち用務員	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.80
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	54.8 歳	216,400 円	1.90
うち学校給食員	調理士	43.1 歳	266,000 円	1.37

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三重県	-	-	-
うち用務員	5,984,446 円	2,861,400 円	2.09
うち自動車運転手	6,500,882 円	2,714,100 円	2.40
うち学校給食員	5,850,893 円	3,616,600 円	1.62

- 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21～23年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

#### 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	45.0 歳	384,626 円	446,155 円
都道府県平均	44.8 歳	384,152 円	444,582 円

#### 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	44.3 歳	371,381 円	419,443 円
都道府県平均	43.8 歳	370,304 円	423,923 円

#### 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三重県	38.5 歳	316,469 円	439,697 円	353,983 円
国	41.2 歳	316,195 円	- 円	367,421 円
都道府県平均	39.3 歳	322,203 円	462,861 円	367,205 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

## (2) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区 分		三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	144,500 円	133,418(140,100) 円
現業職	高 校 卒	144,500 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	199,700 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	199,700 円	-
警 察 職	大 学 卒	197,200 円	190,460(200,000) 円
	高 校 卒	168,400 円	153,797(161,500) 円

(注) 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(24年4月1日現在)

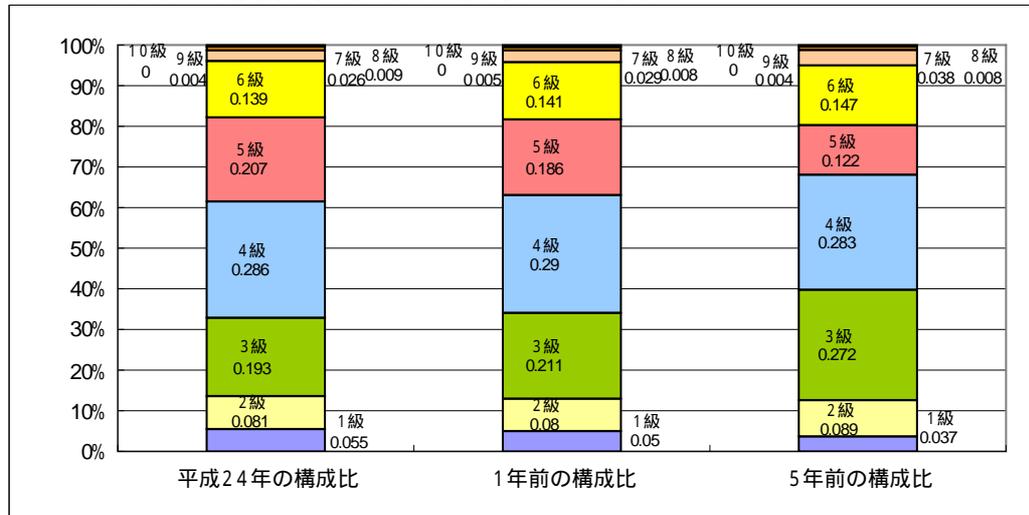
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	262,467 円	307,832 円	356,962 円
	高校卒	211,581 円	264,985 円	302,394 円
現業職	高校卒	195,940 円	255,983 円	300,593 円
高等学校教育職	大学卒	305,774 円	352,453 円	394,493 円
小・中学校教育職	大学卒	304,839 円	348,664 円	388,283 円
警察職	大学卒	279,971 円	333,610 円	364,177 円
	高校卒	245,270 円	297,062 円	341,963 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	270 人	5.5 %
2 級	主事、技師	394 人	8.1 %
3 級	主査、主任	938 人	19.3 %
4 級	主幹、主査	1,393 人	28.6 %
5 級	副課長、主幹	1,007 人	20.7 %
6 級	課長、副課長	675 人	13.9 %
7 級	次長、課長	129 人	2.6 %
8 級	副部長、次長	43 人	0.9 %
9 級	部長、局長	21 人	0.4 %
10 級	部長	1 人	0.0 %

(注) 1 三重県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



**(2) 昇給への勤務成績の反映状況（平成24年4月1日実施状況）**

ア 管理職員

区分	上位	標準	下位
昇給号給数	4号給以上 (3号給以上)	3号給 (2号給)	2号給以下 (1号給以下)
人員分布率	42.2%	57.8%	0.0%

イ 一般職員

区分	上位	標準	下位
昇給号給数	5号給以上 (3号給以上)	4号給 (2号給)	3号給以下 (1号給以下)
人員分布率	19.0%	78.1%	2.9%

(注) 昇給号給数の( )内は、55歳以上の職員に係る号給数です。

**5 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤勉手当**

三 県 県		国
1人当たり平均支給額(23年度)		-
1,604 千円		
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)
期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職加算 5～20%</li> <li>・ 管理職加算 15～25%</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職加算 10～25%</li> <li>・ 管理職加算 15～25%</li> </ul>

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

**【参 考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）**

管理職員については、職務行動等の勤務成績評価を行い、勤勉手当の成績率に反映しています。平成24年6月・12月支給の勤勉手当の実績は次のとおりです。

1 平成24年6月

特定管理職員【部長級及び次長級(管理職手当の職の区分が一種～四種)の職員】

区分	上位	標準	下位
成績率	114.5/100～99.5/100	84.5/100	78.5/100～73.5/100
人員分布率	70.5%	29.5%	0.0%

特定管理職員以外の管理職員

区分	上位	標準	下位
成績率	94.5/100～79.5/100	64.5/100	58.5/100～53.5/100
人員分布率	26.7%	73.3%	0.0%

2 平成24年12月

特定管理職員【部長級及び次長級(管理職手当の職の区分が一種～四種)の職員】

区分	上位	標準	下位
成績率	114.5/100～99.5/100	84.5/100	78.5/100～73.5/100
人員分布率	67.6%	32.4%	0.0%

特定管理職員以外の管理職員

区分	上位	標準	下位
成績率	94.5/100～79.5/100	64.5/100	58.5/100～53.5/100
人員分布率	26.6%	73.4%	0.0%

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

三 県			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	8,244 千円	27,822 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		4,380,509 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		73,008 千円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	26 人	18 %	18.0 %
二級地(大阪市)	8 人	15 %	15.0 %
三級地(名古屋市・川崎市)	7 人	12 %	12.0 %
四～六級地(県内、その他県外)	22,377 人	3.0～10.0 %	0.0～10.0 %
医師	42 人	15 %	15.0 %
平均支給率		- %	- %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	1,160,000 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	233 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	22.1 %		
手当の種類(手当数)	33 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手当の名称、主な支給対象職員及びその業務、支給単価については、三重県のホームページをご覧ください。			

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	4,403,827 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	527 千円
支給実績(22年度決算)	4,129,786 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	492 千円

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		2,578,448 千円	176,196 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円 (自宅に居住する職員に対する手当は、平成23年度末で廃止。但し、平成26年度末まで経過措置あり。)	異なる	(借家) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	1,470,688 千円	106,781 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額 365,500円	同じ		150,719 千円	3,588,548 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給(上限3,500円)) ・自転車使用 月額3,000円	異なる	[交通機関利用者] 最高 月額55,000円  [交通用具使用者] 距離に応じて月額2,000円～24,500円 (駐車場利用料金の支給なし)	2,482,742 千円	113,778 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額23,000円 + 加算額(配偶者等の住居との距離に応じて6,000円～45,000円)	同じ		127,156 千円	308,631 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	異なる	・行政職給料表 最高 月額 139,300円 (国と異なる区分あり)	1,457,567 千円	695,736 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて6,000円～12,000円	同じ		13,622 千円	43,942 円
特地勤務手当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	同じ		3,616 千円	278,154 円
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給			73,499 千円	217,453 円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に給料の10/100(管理職手当を受ける者にあつては8/100以内)を支給			116,586 千円	419,374 円

産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教育職員で、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する職員に給料の6/100～10/100を支給			201,673 千円	442,265 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・最高 月額 8,000円			978,645 千円	63,037 円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に給料の8/100を支給			33,805 千円	338,050 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直勤務1回につき4,200円(5時間未満 2,100円) ・常直 月額 21,000円(勤務日数半月以下 10,500円)	同じ		503,342 千円	165,955 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		205,269 千円	174,995 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ		636,737 千円	138,151 円

## 6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	896,000 円 (1,280,000 円)
	副 知 事	858,500 円 (1,010,000 円)
報酬	議 長	940,440 円 (1,020,000 円)
	副 議 長	829,800 円 (900,000 円)
	議 員	765,260 円 (830,000 円)
期末手当	知 事	(23年度支給割合) 3.90 月分
	副 知 事	(23年度支給割合) 3.90 月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 128万円×在職月数×70/100 4,300.8万円 (任期毎)
	副 知 事	101万円×在職月数×45/100 2181.6万円 (任期毎)

(注)1 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 知事においては、平成23年7月1日から在職する間、給料月額30%及び期末手当の50%を減額するとともに退職手当を支給とし、副知事においては、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額15%を減額するものである。県議会議員においては、平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間、報酬月額7.8%を減額するものです。

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 7 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

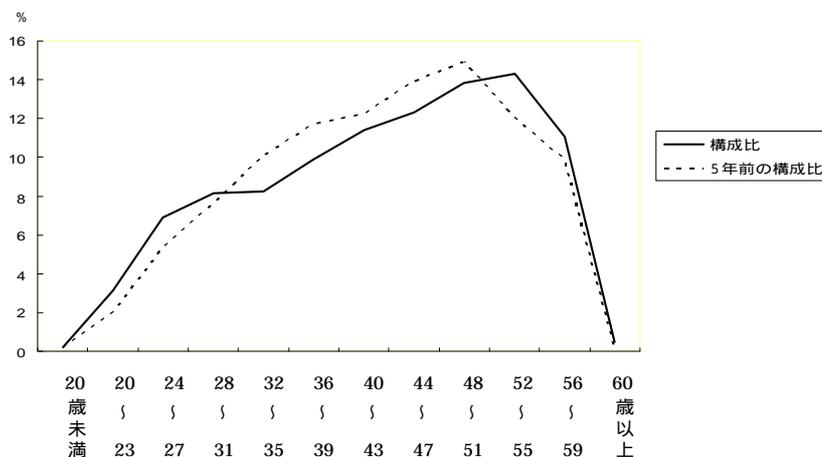
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	39	38	1	業務や組織の見直し・効率化等による減 危機管理・防災対策の強化、台風12号復旧対応等による増 教育委員会からのスポーツ関連業務(学校体育を除く)の移管による増
		総 務	858	839	19	
		税 務	250	249	1	
		民 生	523	515	8	
		衛 生	544	547	3	
		労 働	65	69	4	
		農 林 水 産	970	965	5	
		商 工	234	227	7	
		土 木	1,045	1,042	3	
	計	4,528	4,491	37	(参考:人口10万人あたり職員数 246人)	
	教育部門	14,508	14,621	113	児童生徒数の減少等による減 知事部局へのスポーツ関連業務(学校体育を除く)の移管による減	
	警察部門	3,425	3,406	19	政令定数の改正等による増	
	小 計	22,461	22,518	57	(参考:人口10万人あたり職員数 1,222人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	297	1,072	775	指定管理者制度の導入、特定地方独立行政法人化等による減	
	水 道	95	101	6	業務の民間委託による減	
	電 気 ほ か	138	140	2	業務の見直し等による減	
	小 計	530	1,313	783		
合 計		22,991	23,831	840	(参考:人口10万人あたり職員数 1,250人)	
		[24,626]	[25,518]	[ 892]		

(注)1 職員数は常勤の一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	51人	735人	1,628人	1,919人	1,943人	2,329人	2,683人	2,904人	3,261人	3,374人	2,605人	112人	23,544人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減率
一般行政	4,685	4,582	4,482	4,408	4,491	4,528	157 (3.4%)
教育	15,325	15,076	14,900	14,689	14,621	14,508	817 (5.3%)
警察	3,338	3,393	3,403	3,399	3,406	3,425	87 (2.6%)
消防							
普通会計計	23,348	23,051	22,785	22,496	22,518	22,461	887 (3.8%)
公営企業等会計計	1,382	1,390	1,389	1,401	1,313	530	852 (61.6%)
総合計	24,730	24,441	24,174	23,897	23,831	22,991	1,739 (7.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査にて報告した部門別職員数です。  
 2 合併した団体によっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 10,536,509	千円 556,350	千円 812,343	% 7.7	% 6.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	102	千円 397,060	千円 111,827	千円 152,129	千円 661,016	千円 6,481

(参考)都道府県平均  
一人当たり給与費  
7,165千円

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数です。

##### イ 特記事項

##### 特別職の給与の減額

	H17.4.1～H23.6.30	H23.7.1～H25.3.31
公営企業管理者	給料月額の2%	給料月額の10%

##### 一般職の給与の減額

	H17.4.1～H23.6.30	H23.7.1～H25.3.31
管理職員	管理職手当の3%又は5%	給料月額8%又は10%

(注)平成24年3月31日までに実施されたものであり、平成24年度については上記に加え、一般職員の給料月額3%を減額します。

#### 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	40.8 歳	348,916 円	537,074 円
団体平均	45.8 歳	384,685 円	595,951 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額(23年度) 1,509 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,604 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

三重県			参考（三重県の知事部局等）		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	27,100 千円	1人当たり平均支給額	8,244 千円	27,822 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		16,898 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		166 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内市町	4.0 %	97 人	4.0 %

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		3,425 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		34 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		56.9 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。		
交替勤務手当			
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	41,768 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	409 千円
支給実績(22年度決算)	40,510 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	355 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		14,756 千円	207,831 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円 (自宅に居住する職員に対する手当は、平成23年度末で廃止。但し、平成26年度末まで経過措置あり。)	同じ		5,718 千円	92,226 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額(最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給(上限3,500円)) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		17,924 千円	182,898 円

管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		9,482 千円	790,167 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて6,000円～12,000円	同じ		81 千円	81,000 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100 ×勤務時間数	同じ		1,776 千円	197,333 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100 ×勤務時間数	同じ		2,424 千円	173,143 円

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。

## (2) 工業用水道事業 職員給与費の状況

### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 5,437,076	千円 765,407	千円 573,352	% 10.5	% 10.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	70	千円 280,523	千円 75,054	千円 109,768	千円 465,345	千円 6,648

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費	6,659千円
------------------------	---------

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数です。

### イ 特記事項

#### 特別職の給与の減額

	H17.4.1～H23.6.30	H23.7.1～H25.3.31
公営企業管理者	給料月額2%	給料月額10%

#### 一般職の給与の減額

	H17.4.1～H23.6.30	H23.7.1～H25.3.31
管理職員	管理職手当の3%又は5%	給料月額の8%又は10%

(注) 平成24年3月31日までに実施されたものであり、平成24年度については上記に加え、一般職員の給料月額3%を減額します。

**職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（24年4月1日現在）**

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
三 重 県	41.3 歳	351,367 円	560,704 円
団 体 平 均	45.5 歳	362,100 円	550,637 円
事 業 者	- 歳	- 円	- 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

**職員の手当の状況**

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県		参 考（三重県の知事部局等）	
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)	
1,564 千円		1,604 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5～20%		・ 役職加算 5～20%	
・ 管理職加算 15～25%		・ 管理職加算 15～25%	

（注） ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

三 重 県			参 考（三重県の知事部局等）		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	27,100 千円	1人当たり平均支給額	8,244 千円	27,822 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		11,971 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		171 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内市町	4.0 %	68 人	4.0 %

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		343 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		5 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		10.0 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。		
交替勤務手当			
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	29,334 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	419 千円
支給実績(22年度決算)	35,917 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	513 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		11,301 千円	221,588 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円 (自宅に居住する職員に対する手当は、平成23年度末で廃止。但し、平成26年度末まで経過措置あり。)	同じ		3,185 千円	70,778 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額(最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給[上限3,500円]) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		11,383 千円	189,717 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		7,247 千円	805,222 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		290 千円	290,000 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		828 千円	46,000 円

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。

(3) 電気事業  
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 3,444,628	千円 425,243	千円 561,794	% 16.3	% 16.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	70	千円 269,700	千円 86,101	千円 102,296	千円 458,097	千円 6,544

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
6,808千円

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

特別職の給与の減額

	H17.4.1～H23.6.30	H23.7.1～H25.3.31
公営企業管理者	給料月額2%	給料月額10%

一般職の給与の減額

	H17.4.1～H23.6.30	H23.7.1～H25.3.31
管理職員	管理職手当の3%又は5%	給料月額の8%又は10%

(注)平成24年3月31日までに実施されたものであり、平成24年度については上記に加え、一般職員の給料月額3%を減額します。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	41.7 歳	355,337 円	568,958 円
団体平均	44.3 歳	371,045 円	573,850 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

## 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県		参考 (三重県の知事部局等)	
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)	
1,467 千円		1,604 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5～20%		・ 役職加算 5～20%	
・ 管理職加算 15～25%		・ 管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### イ 退職手当(24年4月1日現在)

三 重 県			参考 (三重県の知事部局等)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	27,100 千円	1人当たり平均支給額	8,244 千円	27,822 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

### ウ 地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		11,374 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		162 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内市町	4.0 %	70 人	4.0 %

### エ 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		2,335 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		33 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		52.9 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。		
交替勤務手当			
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	34,268 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	490 千円
支給実績(22年度決算)	33,686 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	481 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		8,664 千円	188,348 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円 (自宅に居住する職員に対する手当は、平成23年度末で廃止。但し、平成26年度末まで経過措置あり。)	同じ		5,674 千円	126,089 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額(最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給(上限3,500円)) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		15,478 千円	253,738 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		6,195 千円	774,375 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて6,000円～12,000円	同じ		58 千円	14,500 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		2,056 千円	186,909 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		2,980 千円	129,565 円

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。

(4) 病院事業  
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 24,156,854	千円 -2,947,009	千円 7,514,125	% 31.1%	% 39.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	1,072	千円 3,881,744	千円 2,156,911	千円 1,475,470	千円 7,514,125	千円 7,009

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
7,266千円

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

特別職の給与の減額

	H17.4.1～H23.6.30	H23.7.1～H25.3.31
公営企業管理者	給料月額2%	給料月額10%

一般職の給与の減額

	H17.4.1～H23.6.30	H23.7.1～H25.3.31
管理職員	管理職手当の3%又は5%	給料月額の8%又は10% (医師を除く)
非管理職員	-	給料月額の3% (医師を除く)

### 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（24年4月1日現在）

医師

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
三 重 県	40.3 歳	503,604 円	1,181,496 円
団 体 平 均	44.2 歳	555,250 円	1,364,877 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

看護師

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
三 重 県	41.6 歳	336,257 円	496,745 円
団 体 平 均	37.9 歳	301,712 円	478,374 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

事務職員

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
三 重 県	42.2 歳	354,381 円	574,762 円
団 体 平 均	43.5 歳	362,444 円	569,991 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

### 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県		参 考（三重県の知事部局等）	
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)	
1,410 千円		1,604 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5～20%		・ 役職加算 5～20%	
・ 管理職加算 15～25%		・ 管理職加算 15～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

三重県			参考（三重県の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	2,057 千円	24,142 千円	1人当たり平均支給額	8,244 千円	27,822 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		243,587 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		227 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師(管理者が認める者)	30 %	0 人	- %
医師	15 %	22 人	15 %
上記以外の職員	4.0 %	265 人	4.0 %

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		349,265 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		334 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		97.7 %	
手当の種類(手当数)		7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医療業務等接触手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。		
夜間看護等手当			
変則勤務手当			
病院群輪番制等 救急業務手当			
分娩業務手当			
新生児医療業務手当			
災害応急作業等手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	649,247 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	624 千円
支給実績(22年度決算)	628,721 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	616 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		91,664 千円	144,126 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円 (自宅に居住する職員に対する手当は、平成23年度末で廃止。但し、平成26年度末まで経過措置あり。)	同じ		82,804 千円	153,341 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額410,900円	同じ		451,614 千円	3,296,453 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給(上限3,500円)) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		95,591 千円	115,868 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額23,000円 + 加算額(配偶者等の住居との距離に応じて6,000円～45,000円)	同じ		1,826 千円	304,333 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		35,792 千円	1,052,706 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて6,000円～12,000円	同じ		1,048 千円	61,647 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 勤務1回につき4,200円 (5時間未満 2,100円) ・常直 月額 21,000円 (勤務日数半月以下 10,500円)	同じ		64,775 千円	311,418 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		89,699 千円	68,788 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ		75,519 千円	94,517 円

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。